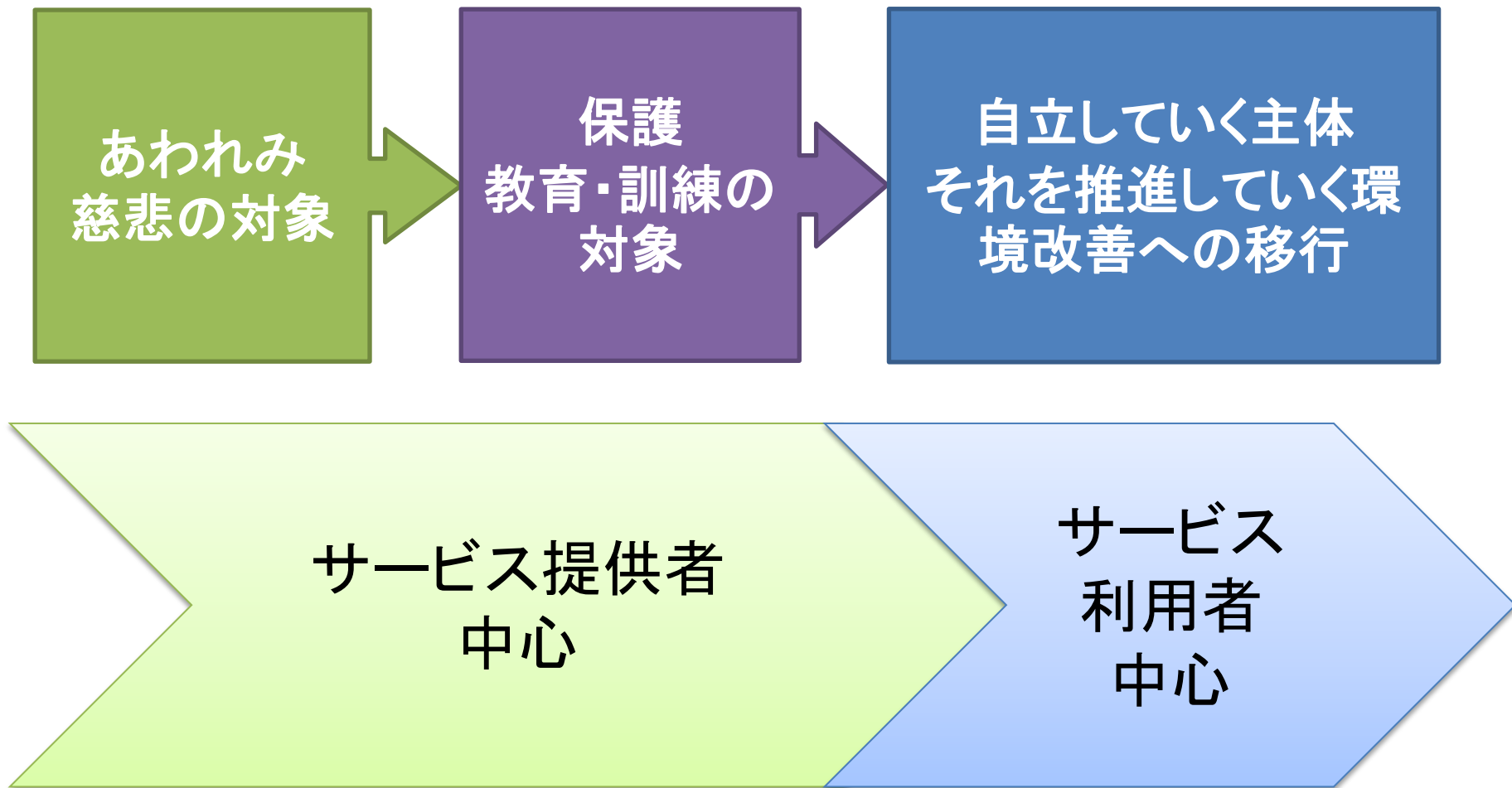


障害者施策の動向 手話言語条例の制定について

平成29年7月26日
健康福祉部障害福祉課

障害者福祉の対象者の変化



障害者福祉政策の変遷と思想

第2次世界大戦後、日本の障害者福祉政策の変遷

1945年～1980年前後	1980年～2000年前後	2000年以降
基本的人権の保障	自立支援、社会参加支援	サービス消費者としての権利保障
生存権保障に基盤を置いたもの 生存権保障：人間は誰でも人間にふさわしい生活を営む権利を有し、そのために必要な権利を国家が保障しなければならない。	ノーマライゼーションと国際障害者年(1981年)の「完全参加と平等」の考え方の影響を強く受けています。 身体障害者福祉法の改正(1984年)：「自立と社会経済活動への参加」	従来の措置制度に代わって、利用制度を導入。 ■措置制度とは、行政権限によるサービス提供の決定。 ■利用制度とは、障害者自身がサービス利用者としてサービスを選択決定できる制度
児童福祉法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法	障害者基本法(1993年)の理念や基本的な考え方に影響。	社会福祉基礎構造改革 障害者自立支援法(2005年成立)、障害者総合支援法(2012年成立)

ノーマライゼーション： 障害者福祉を突き動かしてきた思想

ノーマライゼーションの成り立ち

○生みの親：バンク・ミケルセン

デンマーク。知的障害者親の会が社会省に要望書を提出。収容施設や生活条件、教育の改革を求める内容。

当時、社会省にいたバンク・ミケルセンが1959年精神遅滞者ケア法に親の会の願いを多く盛り込んだ。「ノーマルな生活状態にできるだけ近い生活を作り出すこと」を目的に定めた。

○育ての親：ニイリエ

スウェーデン。北欧諸国で広まっていた理念をどこの国でも具体化できるよう原理として定義した。「ノーマライゼーションの原理とは、社会の主流となっている規範や形態にできるだけ近い、日常生活の条件を知的障害者が得られるようにすることを意味している。」

『知的障害者のための施設サービスの変遷』（1969年）：アメリカ大統領諮問員会の依頼にこたえて執筆された報告書

1971年

国連 知的障害者権利宣言

「人間の価値と尊厳に基づき、知的障害者の権利を保護し、あらゆる分野においてその能力を発揮しうるよう援助し、可能な限り通常の生活に彼らを受け入れることを促進する」

1975年 国連 障害者権利宣言

身体障害者からも権利を主張する動きが活発に
ピープルファースト、自立生活運動

1981年 国際障害者年

2006年 国際障害者権利条約

障害者の人権： 蹂躪してきた歴史と反省

1971年	1975年	2006年
国連 知的障害者の権利宣言	国連 障害者の権利宣言	国連 障害者権利条約
・国連憲章において宣言された人権、基本的自由、平和、人間の尊厳、社会的正義などの原則を再確認 ・知的障害者がさまざまな活動分野で能力を発揮することを支援するために各国に対して国内的、国際的行動を要請している。	・国連憲章において宣言された人権、基本的自由、平和、人間の尊厳、社会的正義などの原則を再確認 ・障害者がさまざまな活動分野で能力を発揮することを支援するために各国に対して国内的、国際的行動を要請している。	・いままでの宣言で示されている事柄を条約として明確化 ・権利保障をより実効的なものにする ・障害者の権利が行使できない環境にある時に、その環境改善を図っていく「合理的配慮」の考え方が重視されている。

権利条約に至るまでの歴史は、障害者にとって厳しいものでした。

現在に至るまで障害者の人権問題を考えるうえで大きな影響を落としている主な思想

優生思想

障害に関連する遺伝要因を重視して、遺伝子のうち優良とされているものを増加して劣等とされているものを減少させる優生学に基礎を置いた思想です。

社会防衛思想

多数の国民を守るために少数の障害者や病者が排除されるのは当然であるという考えで、公衆衛生対策の中でも感染症対策や精神障害者対策に受け入れられてきた歴史があります。

障害者差別解消法の意義

2007年	2014年	2016年
日本政府 障害者権利条約に署名	日本政府 障害者権利条約批准	障害者差別解消法施行
・日本政府として条約の趣旨に賛同することの表明 ・国内で条約批准にむけての法整備を推進	・国内で条約が発効 ・国内においても障害者権利条約の定める事項が国内法と同等以上の効力を持つことになる。	・法成立は2012年 ・施行までの間に、差別と合理的配慮の不提供の禁止に関して国・地方公共団体は対応要領の策定、事業所においては事業分野別の指針(ガイドライン)を策定することとしました。

障害者差別解消法の概要1

障害者差別解消法では、主に次のことを定めています。

①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること

②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す基本方針を作成すること

③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」「対応指針」を作成すること

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

障害者差別解消法の概要2

障害を理由とする差別とは？

不当な差別的取り扱い

- 障害を理由として正当な理由なく、サービス提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

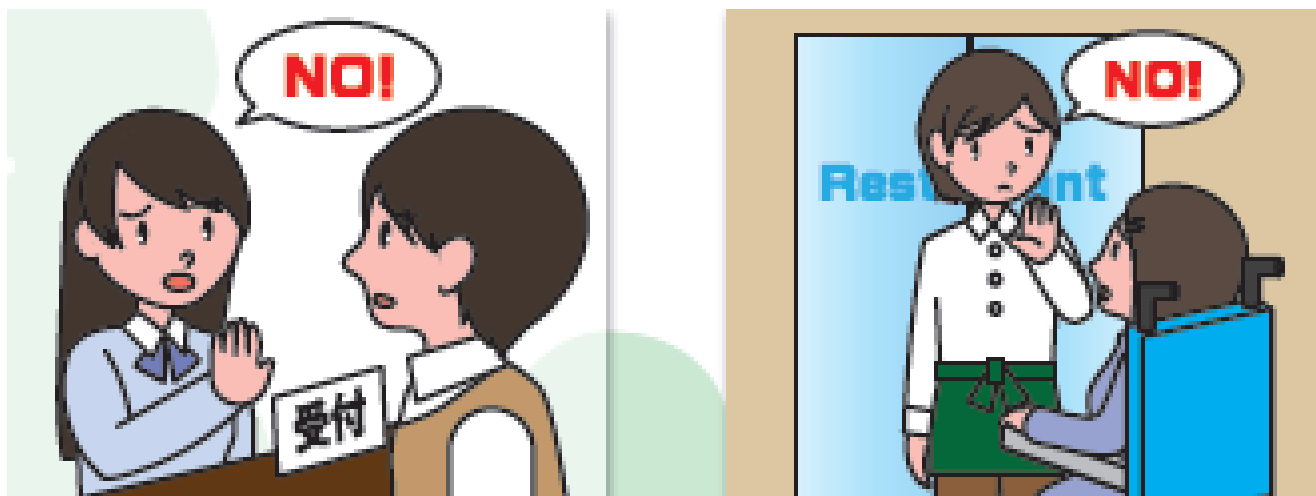
合理的配慮の不提供

- 障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も差別に当たります。

障害を理由とする差別 ①

不当な差別的取り扱い

- 障害を理由として正当な理由なく、サービス提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

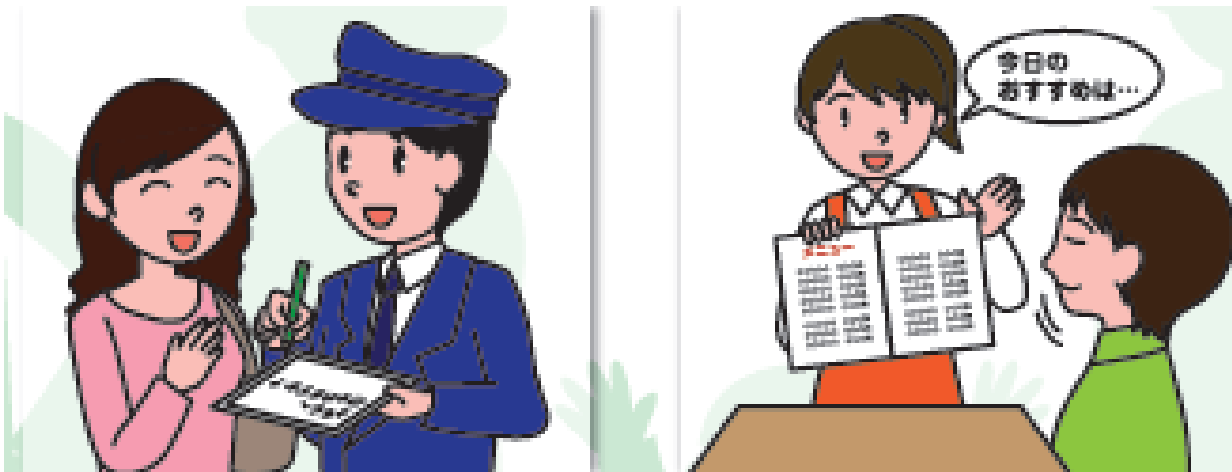


障害を理由としてサービスの提供や入店を拒否してはいけません。

障害を理由とする差別 ②

合理的配慮の不提供

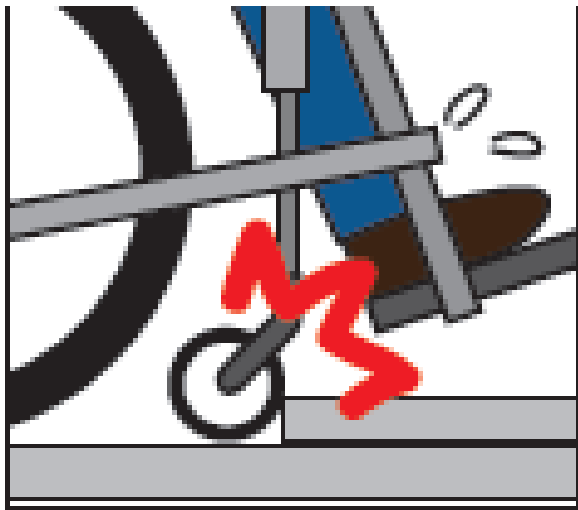
- 障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も差別に当たります。



合理的配慮(例)
筆談や読み上げなど、
ちょっとした配慮で助
かる人がいます。

社会的障壁とは？

- 障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなものを指します。



例 街なかの段差

3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。



例 書類

難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



例 ホームページ

すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

周囲が配慮することで、なくすことができるバリアです。¹¹

この法律のポイント

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 法的 義務 障害者に対し、合理的配 慮を行わなければなりま せん。
民間事業者 ^(※) ※民間事業者には、個人事業 者、NPO等の非営利事 業者も含まれます。	 禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 努力 義務 障害者に対し、合理的配 慮を行うよう努めなけれ ばなりません。

障害者差別解消法の対象者

障害者手帳の所持者に限らない。(障害者手帳を持っていない人も対象)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

身体障害

内部障害

心臓機能

腎臓機能

小腸

ぼうこう直腸

免疫

上肢

下肢

体幹

肢体障害

視覚障害

聴覚障害

身体障害者手帳

知的障害

発達障害

療育手帳

精神障害

精神疾患

統合失調症

双極性障害

うつ

てんかん

高次脳機能障害

精神障害者
保健福祉手帳

障害者差別は解消したか

残念ながら・・・

ろうあ兵庫の記事「尼崎の飲食店で入店拒否」

障害福祉計画策定のためのニーズアンケート

障害者差別に関する相談窓口によせられる相談

有色人種の差別、女性の差別、長い時間をかけて少しずつ解消に向かっている。

障害者差別の解消も、長い道のりがあるに違いない。
地道な取り組みを継続していくことが必要です。

聴覚障害者と手話を取りまく状況

国連「障害者の権利に関する条約」(平成20年発効、平成26年批准)

(第2条定義) 言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう

(第21条表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会)

表現及び意見の自由についての権利を行使することができることを確保するための全ての適切な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

…(e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

(第24条教育)

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。…(b) 手話の習得及び聾ろう社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

障害者基本法(平成23年改正)

(第3条3 地域社会における共生等) 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思相通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

聾教育の歴史と反省

日本の歴史

手話の始まりは明治時代

昭和8年 聾学校で手話使用
禁止

平成5年 公立聾学校で手話
使用禁止を撤回

世界の歴史

明治13年イタリアミラノ開催
聾教育者会議:「聾教育は口
話法」決議

平成22年前決議の撤廃

本日配布資料5ページをご覧ください。

求められる手話言語法の制定

多言語、多民族が共存する国家では、複数の公用語を認めています。
少数の言語の話者が不利益を被らないように、あらゆる場面で配慮がある。
障害者基本法で、手話＝言語と認めているが、より具現化する法律の制定が望まれています。

子供は、言葉を身につけるとき、遊びを通して、親や友達とのやり取りを通して身につけます。聞こえない子供たちは、手話を身につける環境が保障されているのでしょうか…？

聞こえにくい大人は、手話を習うことは容易にできるのでしょうか？

家族や身近な人たちに手話に関する十分な情報はいきわたっていますか？
ともに手話を身につけ、コミュニケーションをとることはできますか？

聞こえにくい子供を育てるうえで保護者が情報を十分に得られ相談できる環境は十分に用意されていますか？

大学などで、ろう者が、聞こえる生徒・学生と同様に学習権は保障されていますか？

国語の学習を通じて日本語を学ぶことと同様に、「手話」を教科として学べるの？

どこでも日本語が使えるように、どこでも手話が使えますか？自由に手話を使って社会参加ができますか？

手話言語法制定により、①手話を獲得する ②手話で学ぶ ③手話を学ぶ
④手話を使う ⑤手話を守る 5つの権利を保障することを求めています。

手話言語法をつくるために

全日本ろうあ連盟は、全国の都道府県及び市区町村議会で「手話言語法制定を求める意見書」採択運動を2013年度から始めました。

2013年6月24日、石川県白山市において最初に採択されてから3年近くをかけ、2016年3月3日をもって全国の1,788議会のすべてが「手話言語法制定を求める意見書」を採択しました。

しかし、国において、いまだ法律制定の動きはありません。

法律に先行して、手話言語条例を制定していこうという機運が高まっています。

手話言語条例成立自治体：13県79市9町／計101自治体

条例とは、国の法律とは別に定める地方自治体独自の「きまり」です。

地方自治体は、条例によって独自の「きまり」を作ることができます。

阪神間では、芦屋市、三田市、宝塚市が制定しました。

伊丹市も手話言語条例を制定を目指します。

伊丹市聴覚障害者施策の現状

第3次伊丹市障害者計画（平成27～32年度）	「すべて障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または、利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることを目指します。」（(2)基本目標 P42）								
手話通訳者等の設置	障害福祉課と、障害者福祉センターに2名配置。								
手話奉仕員派遣事業の実施	聴覚障がい者等の個別の申し込みに対し、手話通訳者、要約筆記者等を個別に派遣。 平成27年度決算額：12,636,000円（要約筆記も含む） <table data-bbox="1479 551 1908 711"> <tr> <th colspan="2">平成27年度派遣実績</th></tr> <tr> <td>派遣件数</td><td>318件</td></tr> <tr> <td>派遣時間</td><td>1059時間</td></tr> <tr> <td>登録通訳者数</td><td>25人</td></tr> </table>	平成27年度派遣実績		派遣件数	318件	派遣時間	1059時間	登録通訳者数	25人
平成27年度派遣実績									
派遣件数	318件								
派遣時間	1059時間								
登録通訳者数	25人								
コミュニケーション支援事業従事者の処遇改善	平成29年度より一部見直し。（有資格者：1,520円/時、無資格者：1,350円/時） 兵庫県の報酬単価は2,000円/時								
手話奉仕員養成事業の実施	①手話ボランティア入門講座 ②手話奉仕員養成基礎講座 ③手話奉仕員現任研修 ④手話通訳者養成講座 ⑤医療機関手話通訳者養成講座 ■平成29年度予算：障害者福祉センター委託料として431,000円 ■養成研修修了者は、継続学習のため手話サークルへの入会を勧奨。 ■手話サークルに対しては、障害者福祉センタースタッフがボランティア等活動支援を実施。								
市民向け手話講座	手話ボランティア入門講座								
市内公立小学校特別支援学級に難聴児学級	3学級。手話のできる教職員を配置。								
行政情報の発信への配慮	健康福祉部主催の講演会、ケーブルテレビ「市長新春あいさつ」、伊丹病院の健康教室、体育の日のつどい、成人の祝い、なぎなた大会等。								

障害者福祉センターを中心に、着実な施策を実施しています。しかし・・・

聴覚障害者を取りまく現実

ろう者の声

＜駅ホームにて＞電車遅延アナウンス聞こえず、状況の把握できず、適切な行動をとることができません。災害時でも同様のことが起こるのかと思うと心配です。

＜銀行や病院窓口にて＞呼ばれても聞こえないので、不在だと思われてしまいます。

＜病院にて＞手話通訳派遣をお願いしています。私の病状を正しくお医者さんに伝えているのか、お医者さんのおっしゃっていることを私に伝えているのか心配な時があります。命を預けているのです。手話通訳に従事する人には熟練して欲しい。

＜就職面接時＞手話通訳がなければ質問が分からず、答えることができません。

＜職業訓練校にて＞手話のできる教官が不在で、理解がなく、苦労しました。聴覚障がい者への理解のある教員の配置を望みます。

健聴者の声

＜東日本大震災の救援活動に赴任した兵庫県警察官＞筆談する紙も鉛筆もない環境で、聴覚障害者は本当に困っていた。自分も手話ができたら！と悔しかった。「警察です。助けに来ました。」「どこか痛くないですか？」など手話で話したかった。

＜ハローワーク障害者支援専門官＞聴覚障害者からの相談が増加。手話通訳者が常時設置でなく対応に苦慮。企業の理解も少なく、能力があるのに、就職に結びつかない。または、ミスマッチが起きている。

＜市役所窓口職員の声＞窓口（手続きや相談に）で、手話通訳士が不在の場合、筆談での対応をするが、複雑な内容は筆談では限界がある。また字が読めない人や、言葉の意味を十分に捉えられていない人もおり、意味の取り違いが起こる場合もある。手話で日常生活を送っている方は、手話以外の対応が困難である。

中途失聴者の声

コミュは筆談が中心です。筆談では相手の感情が伝わってきません。他人との交流が希薄になっていましたが、手話を習いだして感情の交流が再体験できました。筆談より即時性もあります。世界が広がりました。中途失聴者対応の手話の教室は今後も開催してください。

まだまだです。手話の普及・・・必要ですね

今後のスケジュール

制定委員会	7～10月（月1回、計4回）
条例案パブリックコメント	12月末～1月末
伊丹市議会に条例案の提出	2月
伊丹市議会での条例審議	3月
公布予定	平成30年4月1日

制定委員会予定

第1回	障害者施策の動向・手話言語条例について 私の体験談
第2～4回	条例案の審議 施策の内容検討

おわりに

伊丹市聴覚障害者数

聴覚障がい者			聴覚障がい児
統計上	実人数	手話を母語とする者	統計上
595人	715人	約100人	22人

最後に体験談。 設置手話通訳士から。「いつも聴覚障害者はそんな思いをしてるんですよ。そういう思いをしてもらってよかった。」

聴力障害者協会と手話サークルの人たちの新年会に誘われました。

みんな楽しそうに手話で会話。

手話ができなくて、困ったのは「私」。・・・孤独。「手話通訳、だれか！」「私のそばにいて～」ろうの人たちは、いつも社会で、こんな気持ちなんだ・・・。わからない不安。

1人の専門家より、100人の理解者。

一人でも多くの市民が手話を学び、身につけ、使える社会にしたいですね！

まだまだ偏見もあるし、少数派ゆえの不利もある・・・。
だからこそ、条例を作り明文化し、少しずつ社会を変えていきます。
ともに頑張りましょう。